

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金

高齢運転者の自家用車への「後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置」の設置を促進するため、市内事業者の皆様に市補助金を交付することで、補助金相当額を差し引いた金額で装置の販売・取付を行っていただく手続きについてご案内します。

お客様の事務的負担軽減および安全運転支援装置の設置促進のために、市内事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

<事業者様に行っていただくこと>

①事業者登録

補助金申請に必要な事業者様の情報について、事前に市へ登録していただきます。
書類の提出は郵送又は直接窓口へお願いします。

②補助金申請・請求手続き

補助金について、申請、請求及び受領を事業者様にしていただきます。
お客様からは補助金相当額を除いた額を領収してください。

<補助金制度について>

【補助対象者】

- 1 市内に住所を有している(住民登録している)令和3年3月31日時点で70歳以上の人
- 2 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人
- 3 市税及び自動車税を滞納していない人
- 4 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人(国の補助金は除く)
- 5 暴力団員ではない人、暴力団と密接な関係を有しない人

【補助対象の自動車】

- 1 普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、個人の用途に供するもの
- 2 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもの
- 3 車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの

【補助金額】

- ・申込者が支払った装置購入・設置費(国のサポカー補助金額は除く)の1/2(1,000円未満切り捨て)
- ・上限10,000円
- ・1人1台限り(引越し前の自治体等で過去に補助金を受けた人は不可)
- ・お客様へは、市の補助金額分を差し引いた金額を請求してください。

【補助制度実施期間】

令和2年4月1日設置分から令和3年3月31日申請分まで

- ・制度開始は7月からですが、4月設置分まで遡って補助します。設置したお客様が希望される場合は、申請手続きを行い、補助金のキャッシュバックをお願いします。
- ・3月31日までに市役所に申請があった分までを補助の対象としますが、市の予算上限に達した場合は、補助を終了することがあります。補助申請は、安全運転支援装置設置後の提出となるため、装置の注文から設置まで時間がかかるような場合は、補助制度の説明にはご注意ください。補助金終了の際は、市のホームページでお知らせするとともに、ご登録いただいた店舗等へご連絡いたします。

【その他】

・補助申請をするためには、いくつかの条件があります。条件に該当しない場合は、補助金を受けられませんので、補助制度の説明には御注意ください。

・安全運転支援装置は、すべての車両に設置できるものではないため、自動車に設置できるかどうかを必ず事前に対処業者に御確認いただくように、市民へ説明しています。ご相談がありましたら装置設置の可否、設置費用、性能、注意事項等について、ご説明をお願いします。

・装置の性能について、自動ブレーキが作動する、通常走行中でも作動する、すべての自動車に設置できる等、勘違いされている方もいらっしゃいます。設置後にトラブルにならないように、設置する前の事前相談に来店された際には、十分なご説明をお願いします。

・安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、ドライバーが交通ルールを守り、安全運転することが基本です。性能、作動条件(走行速度等)、注意事項等を十分に申請者にご説明いただき、申請者が過信せずに安全運転できるように御協力くださいますようお願いいたします。

・本資料や市ホームページを御利用いただき、会社内、関連店舗、関連企業等、幅広く情報を展開していただくと幸いです。

・申込書兼誓約書の様式は、生活安全対策室の窓口で配布していますが、市ホームページからも印刷できます。ご対応いただける範囲で結構ですので、申込者に印刷してお渡しいただけると幸いです。

・今後、市が本補助制度に関する調査等を実施する場合には、御協力をお願いします。

後付け装置取扱事業者登録について

本補助金の交付を受けるためには以下の登録が必要です。

- ①国のサポカー補助金における後付け装置取扱事業者としての認定
- ②市の後付け装置取扱事業者としての登録

①の認定登録については、一般社団法人次世代自動車振興センターにお問い合わせください。

②については、郵送又は直接窓口へ以下の書類の提出をお願いします。

【提出書類】 ※ 各種様式は市のホームページに掲載します。

- 1 桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業 後付け装置取扱事業者登録申請書 (第1号様式)
- 2 暴力団等に該当しないことの「誓約書」(第2号様式)
- 3 補助対象事業を実施する店舗等の一覧
- 4 国のサポカー補助金における後付け装置取扱事業者認定通知の内容がわかるもの (または、法人であれば「履歴事項全部証明書」、個人の場合は「住民票の写し」および「印鑑証明書」)

補助金交付に係る事務手順

1 後付け装置取扱事業者登録申請

後付け装置取扱事業者登録決定（連絡まで2週間程度かかります）

2 装置の販売・設置及び清算

- (1) お客様の資格確認（運転免許証及び車検証で確認）
 - 1 市内に在住し、昭和26年3月31日以前に生まれた方
 - 2 有効な運転免許証を保有していること
 - 3 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された自動車であること
 - 4 車検証上の「使用者の氏名又は名称」欄に記載された氏名と運転免許証に記載された氏名が同一であること
- (2) お客様による補助金申込書兼誓約書（第7号様式）への記入・押印
- (3) 装置の販売・設置に要する費用から補助金額を控除した額で清算

3 補助金申請（令和3年3月31日（水）市役所必着）

- (1) 書類の作成
 - <お客様が作成するもの>
 - ・ 申込書兼誓約書（第7号様式）
 - <お客様から預かり、事業者で作成するもの>
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 自動車運転免許証の写し
 - <事業者で作成するもの>
 - ・ 補助金交付申請兼実績報告書（第8号様式および付表）
 - ・ お客様の支払額がわかる領収書等の写し（※）

（装置の販売・設置に要する費用から国のサポカー補助金と市の補助金の金額が控除されていることがわかるもの）

 - ・ 請求書（第10号様式）
- (2) 書類の提出
「3-（1）書類の作成」で作成した書類を提出してください。

【提出先】

桑名市役所 環境安全課 生活安全対策室
〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地
電 話 0594-24-1337
F A X 0594-24-4102
E-mail anzentm@city.kuwana.lg.jp

補助金申請に係る審査及び交付決定通知、
補助金の交付（通常、請求からお支払いまで1か月程度）

※「領収書等の写し」は、補助金額を算出するために、安全運転支援装置の設置に係る費用がしっかり確認できることが重要です。安全運転支援装置の設置と同時に修理や点検等を行った場合は、必ずそれらの費用とは区別して記載してください。

補助対象の安全運転支援装置とは

既販車に対して後付けで設置する国土交通省の認定を受けたペダル踏み間違い急発進等抑制装置で、その製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱事業者等において、販売及び設置したもの

国土交通省の先行個別認定・性能認定を受けた装置

- ・踏み間違い加速抑制システム【トヨタ】
- ・踏み間違い加速抑制システムⅡ【トヨタ】
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」【ダイハツ】
- ・S-DRIVE 誤発進防止システム2(普通車、軽自動車タイプ)【サン自動車工業】
- ・JARWA_S-DRIVE(SD0102S、SD0104S)【日本自動車車体補修協会】
- ・ペダルの見張り番Ⅱ【データシステム】
- ・アクセル見守り隊【データシステム】
- ・ワンペダル【ナルセ機材】
- ・ふみまちがい時加速抑制システム【スズキ】
- ・ペダル踏み間違い加速抑制装置【マツダ】
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置【SUBARU】
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」【SUBARU】
- ・あしもと見守るくん【ワールドウイング】
- ・踏み間違い加速抑制システム【ホンダ】
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制アシスト【三菱】
- ・後付け踏み間違い加速抑制アシスト【日産】
- ・アイアクセル【英田エンジニアリング】

※ 安全運転支援装置に付随するオプション製品も補助対象となります。

※ 今後、新たに国土交通省の性能認定を受けた安全運転支援装置が増加することが予想されます。そのため、補助制度期間内であっても補助対象の安全運転新装置は随時変更となります。また、性能認定が取り消された場合は、補助対象外となります。

問い合わせ先

桑名市役所 環境安全課 生活安全対策室
〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地
電 話 0594-24-1337
F A X 0594-24-4102
E-mail anzentm@city.kuwana.lg.jp